

相続ブック NEWS RELEASE

2018年12月号

英和コンサルティング(株)
英和税理士法人

東京都品川区大崎4丁目1番2号
ウィン第2五反田ビル7F

PHONE: (03)3491-3811 <http://www.eiwa-gr.jp/>

NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE

海外資産ガラス張り？ 富裕層に迫る国際包囲網！

国税、課税逃れ国際包囲網に参戦！
海外資産の監視強化！
国際戦略トータルプラン発進？



国税当局は海外に多額の資産を持つ富裕層の課税逃れ対策に力を入れています。調査チームを立ち上げ、海外からの情報を収集しており、戦々恐々の富裕層もお出でのようです。

富裕層への監視強化



●芦屋の資産家、狙い撃ち？

大阪国税局は全国有数の高級住宅街の兵庫県芦屋市の資産家らの税務調査に乗り出し、昨年7月からの約1年で、少なくとも50人以上が総額30億円もの申告漏れを指摘されたことが分かりました。国税当局は全国で富裕層の税逃れへの監視を強めており、1つの地域での集中調査としては異例の規模とか。

<超富裕層が多い芦屋市「六麓荘」>

外貨を円に換えるなどして得た**為替差益**や、相続財産の一部を申告しないケースが目立ち、**仮装・隠ぺい**を伴う所得隠しも一部認定された。過少申告加算税など含む追徴税額は計**10億円規模**。

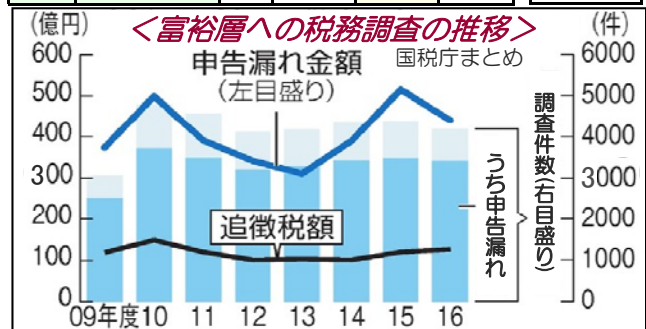
●富裕層、追徴課税は4割増！

国税庁が発表した2018年6月までの1年間(2017年事務年度)の税務調査の結果によると、個人の所得税の申告漏れ総額は9,038億円で前年比1.7%増に。国税当局が税務調査に積極的な富裕層については670億円の申告漏

れを指摘し、追徴税額は177億円で前年比で4割増と大きく増えています。1件当たりの追徴税額339万円と一般の約1.9倍にも。

<富裕層に対する調査状況>

項目	事務年度			2017年 一般全体	
	2016年	2017年	前年比		
調査件数	件 4,188	5,219	124.6%	49,735	
申告漏れ等指摘	件 3,406	4,269	125.3%	43,464	
申告漏れ所得	億円 411	670	151.9%	5,080	
追徴税額	億円 127	177	139.4%	887	
1件 当たり	申告漏れ所得	万円 1,054	1,283	121.7%	1,021
	追徴税額	万円 304	399	111.5%	178



●プロジェクトチームを設置！

国税庁は富裕層の資産運用の多様化・国際化が特に進んでいることを念頭に調査を実施しています。2014年に東京、大阪、名古屋の3国税局に「富裕層プロジェクトチーム(PT)」を設置。

<16年のパナマ文書の影響も>

富裕層や多国籍企業が税逃れに利用しているとされるタックスヘイブン(租税回避地)の実態を暴いた「パナマ文書」が注目される中、17年までに全国の12カ所の国税局・国税事務所すべてにPTを拡大。東京国税局管内は**麻布**や**世田谷**など、大阪国税局管内は**芦屋**や**西宮**などの各税務署にもPTを置いた。

芦屋では昨年7月以降、約25人態勢で調査しており、その成果のもよう。

●ところで「富裕層」って？

国税当局が課税強化対象としている「富裕層」の基準が気になります。当局は公表しませんが、日経新聞が複数の国税OBに取材したところ「10の選定基準」があるようです。



＜これが調査対象「富裕層」の選定基準？＞

- ① 有価証券の年間配当4,000万円以上
- ② 所有株式800万株/口以上
- ③ 貸金の貸付元本1億円以上
- ④ 貸家などの不動産所得1億円以上
- ⑤ 所得合計額が1億円以上
- ⑥ 譲渡所得及び山林所得の収入金額10億円以上
- ⑦ 取得資産4億円以上
- ⑧ 相続などの取得財産5億円以上
- ⑨ 非上場株式の譲渡収入10億円以上、または上場株式の譲渡所得1億円以上かつ45歳以上の者
- ⑩ 継続的または大口の海外取引がある者、または①～⑨のうち海外取引がある者



●富裕層への包囲網は着々と…

富裕層も含め、個人の財産や収入がどんどんガラス張りになり、監視と課税強化の方向へ。

開始時期	制度内容
2014年 申告	「国外財産調書」提出制度
2014年 7月	東京他「富裕層PT」 相続税増税（非課税枠の減少他）
2015年 1月	所得税・相続税の最高税率アップ 「国外証券移管等調書」制度開始
2015年 7月	「出国税」の創出
2016年 1月	金融所得課税の一体化
2016年 申告	「財産債務調書」提出制度
2017年 7月	「富裕層PT」全国12国税局等に拡大 「国際戦略トータルプラン」始動
2018年 1月	マイナンバーと預金口座の紐付け

海外に税の逃げ場なし



●8割以上が申告漏れ指摘！

海外投資等を行った富裕層への862件(前年比161.7%)の調査のうち、713件で申告漏れが発覚。1件当たりの申告漏れは3,119万円、追徴課税が827万円と高額で、8割以上で申告漏れが発覚していることに。

＜海外投資等をした富裕層の調査状況＞

項目		事務年度			
		2016年	2017年	前年比	
調査件数	件	533	862	161.7%	
申告漏れ等指摘	件	478	713	149.2%	
申告漏れ所得	億円	137	269	196.4%	
追徴税額	億円	41	71	173.2%	
1件当たり	申告漏れ所得	万円	2,576	3,119	121.1%
	追徴税額	万円	772	827	107.1%

●どうして海外投資がバレル？

＜国税庁のネット配信動画では＞
「なんで海外の預金までバレルんだよ！」
「過少に申告することは許されないことです！」
これは昨年12月に国税庁がネット配信した動画



のワンシーンで、海外に資産を隠していた投資家の租税回避行為を「富裕層PT」が解明するストーリー。架空のドラマだが、国際税務に通じた富裕層PTが今や全国に配置されている。

●海外脱出資産、査察現場で苦戦

全国の国税局が17年度に強制調査(査察)に着手した脱税事件の脱税総額は約135億円(前年比▲約26億円)で過去40年で最も低い結果に。脱税で得た資金を海外口座に移す傾向が顕著ですが、海外にある資産の調査には限界があり、苦戦を強いられているようです。

＜租税条約での情報交換は？＞ 国をまたぐ個人や法人の資金の動きを探る場合、国税庁は租税条約(現在71カ国・地域と締結)に基づき海外の税務当局と情報を交換する。タックスヘイブンで有名なスイスやケイマンなども締結国だ。ただし、情報交換には数ヵ月かかることも。

●調書で把握される海外資産！

国税当局は「国外財産調書」「国外送金等調書」「国外証券移管等調書」で国外への資金の流れが相当程度まで監視できるようになっています。

調書の名称	提出事由	提出者
国外財産調書	国外財産5,000万円超(時価)を所有	個人
国外送金等調書	100万円超の国外送金 国外からの入金	金融機関
国外証券移管等調書	国内から国外、国外から国内へ証券移管	証券会社

海外に財産を隠しても、国内外への資金移動は銀行が提出する調書で国税に筒抜け。この調書を基にお尋ねが来るケースが多いとか。

●アメとムチの国外財産調書？



国外財産調書の提出義務があるのに、提出しなかったり、虚偽記載した場合は1年以下の懲役または50万円以下の罰金です。でも期限内に提出していれば、申告漏れがあっても過少申告・無申告加算税が5%軽減されます。一方、不提出や虚偽記載が分かれば5%の上乗せに。

2016年度の提出は9,102件、総財産額は約3兆3,015億円ですが、「実際に提出している人は10分の1程度かも」との声もあります。

●出国税で完全シャットアウト！

近年、国外に転出する資産家が増えていることを背景に、15年に資産の含み益に所得税を課す「国外転出時課税」(「出国税」)が創設。

＜海外移住の節税スキームは？＞ 出国税の目的は、株式などの有価証券のキャピタルゲインを得るために税率の低い国に移住し、そこで売却益を得ることによる課税逃れの防止。国外証券移管等調書と出国税で、資産を海外に移転し課税回避する方法はほぼ封じられたことに。

国際戦略トータルプラン



●海外口座情報55万件入手！

10月末、国税庁は新制度「CRS」により日本人が海外に持つ口座情報約55万件を入手したと発表しました。9月以降に入手したもので、租税回避地(タックスヘイブン)も含まれます。

<CRSとは> Common Reporting Standard (共通報告基準)と呼ばれ、各国の税務当局が自国の金融機関に、**外国に住む顧客の口座情報を報告させ、年1回、参加国間で情報を自動交換する仕組み**。国際的な脱税や租税回避を防ぐために14年にOECD(経済協力開発機構)で策定。

●今年から日本の国税庁も参加！

2017年に初の情報交換が行われ、日本は今回の交換から参加しました。米国は「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」で米国人の口座情報を世界中の金融機関から集める仕組みを作り、CRSには参加していません。

<国税が入手する金融口座情報は？>

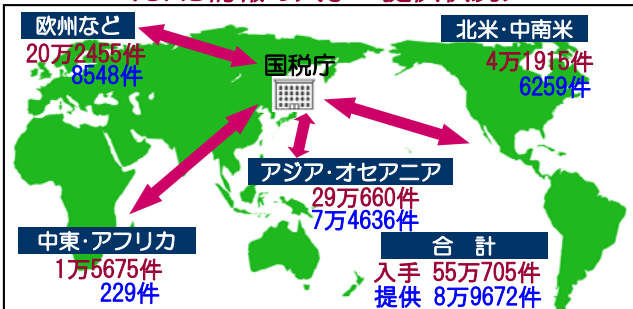
金融機関名、口座情報、口座保有者の氏名、住所、居住地国、外国の納税者番号、口座残高、通貨種別、利子・配当の年間受取総額など。

●自動的、電子的、義務的！

これまでの各国との情報交換は、個人や法人を特定して書類で提供を受けるものでした。新制度は自動的、電子的、義務的に情報収集できる点が大きな違いで、海外からの大量情報と国税が持つ情報を組み合わせれば、税務調査には鬼に金棒。富裕層の海外資産の把握に苦心してきた国税当局に宝の山とも言える情報のようです。

<国税の強力な武器に> 国外に5,000万円超の財産を持つ人が対象の「国外財産調書」は16年分提出は9,102件にとどまる。すべての口座に提出義務があるわけではないが、今回いかに一度に多くの情報を入手したか分かる。

<CRS情報の入手・提供状況>



ちなみに日本からは8万9,692件の提供です。

●トータルプランと国税の本気度

このCRSによる情報交換も、国税庁が2016年に公表した「国際戦略トータルプラン」に基づく取り組みの一つです。富裕層の海外取引を

調査の重点項目に置き、対象に個人だけでなくその関係法人も含めています。

<国際戦略トータルプランの取り組み>

富裕層 海外取引 ある法人	海外への資産隠し
	国外設立法人を利用した 国際的租税回避
	各国税制の違いを利用した 国際的租税回避

情報リ-ス充実	調査リ-ス充実	グローバルネットワーク強化
国外送金等調書・ 国外財産調書の活用	国際課税企画官 (司令官)の設置	徴収共助制度 海外へ徴収の要請
租税条約に基づく 情報交換	重点管理富裕層PT 全国税局に配置	租税条約情報交換 CRS情報自動的交換
CRSの金融口座情報 自動的交換	国際調査課 調査手法研究開発	国際的な二重課税 問題の解決
多国籍企業情報の 情報収集制度	国税局・税務署 国際税務専門官	BEPSなどの 国際議論へ対応

* BEPS OECDで議論された税源浸食と利益移転の略

●トータルプランによる調査事例！

国税庁は国際戦略トータルプランに基づいて行った調査事例も公表しています。各国との情報連携と国税の各種調書からの情報で、どのように申告漏れを把握するかを公表することで、富裕層の課税逃れをけん制し、適正な申告を促しているようです。



例	活用事例	概要	税目
1	国外送金等調書(送金)	外国の知人と通謀し、 架空経費 の計上により資金を 国外に留保	法人税
2	国外送金等調書(受金)	外国の 簿外取引 により国外に留保した資金を日本に送金	所得税
3	外国当局からの自動的交換情報	国外預金の利子、 国外不動産 の譲渡益を申告していない	所得税
4	同上	外国の簿外取引により資金を 国外に留保 していた	法人税
5	徴収共助事例	母国へ帰国した滞納者の財産を 徴収共助 により徴収した事例	徴収

●調書や交換情報にご用心！

【例1】 銀行が税務署に提出する「国外送金等調書(送金)」でA社の多額の送金事実が発覚し、取引実態の調査が行われた。

A社社長は知人に虚偽の請求書を作成させる手口で架空の業務費を計上し、ねん出した簿外資金をA社国外口座に送金していたことが判明。

【例2】 「国外送金等調書」から、ある建築業者がB氏の海外口座から多額の送金を受けていることが発覚したが、B氏の申告内容から送金原資を確認できなかったため調査を実施。

送金はB氏の自宅建築費用と判明し、その原資はB氏が海外の取引先から受取ったライセンス収入で、申告されていないことが発覚。

●連携して8億円の徴収共助事例も！

東京国税局は豪州税務当局と連携し、贈与税を滞納していた豪州人男性の預金を差し押さえ約8億円を徴収。男性は豪州在住で、日本在住の親から数十億円の贈与を受けていました。

徴収共助を定めた多国間租税条約が2013年に発効、徴収は12例目ですが、億単位の徴収は初めてだということです。

